

令和2年11月20日

教育委員会事務局 文化財課  
担当：多知、山下、安  
内線：5625、5626、5634  
直通 225-1844

## 国の文化財の選定等について

令和2年11月20日（金）に開催された国の「文化審議会」（会長 さとう まこと 佐藤 信）において、文部科学大臣から諮問のあった下記の文化財の選定・登録が審議され、答申された。今回の答申どおり選定・登録されれば県内の重要文化的景観は3件、国登録有形文化財（建造物）は278件となる。

### 記

- ・重要文化的景観の選定  
加賀海岸地域の海岸砂防林及び集落の文化的景観
- ・登録有形文化財（建造物）の登録  
旧藤村家住宅（田村家住宅）  
主屋、離れ、前の蔵、後ろの蔵、表門、裏門、土塀、板塀（8件）

## 加賀海岸地域の海岸砂防林及び集落の文化的景観

1 種 別 重要文化的景観

2 所在地 加賀市<sup>しおや</sup>塩屋町、大聖寺<sup>せごえ</sup>瀬越町、大聖寺<sup>うわぎ</sup>上木町、大聖寺<sup>しもふくだ</sup>下福田町、<sup>かたの</sup>片野町他

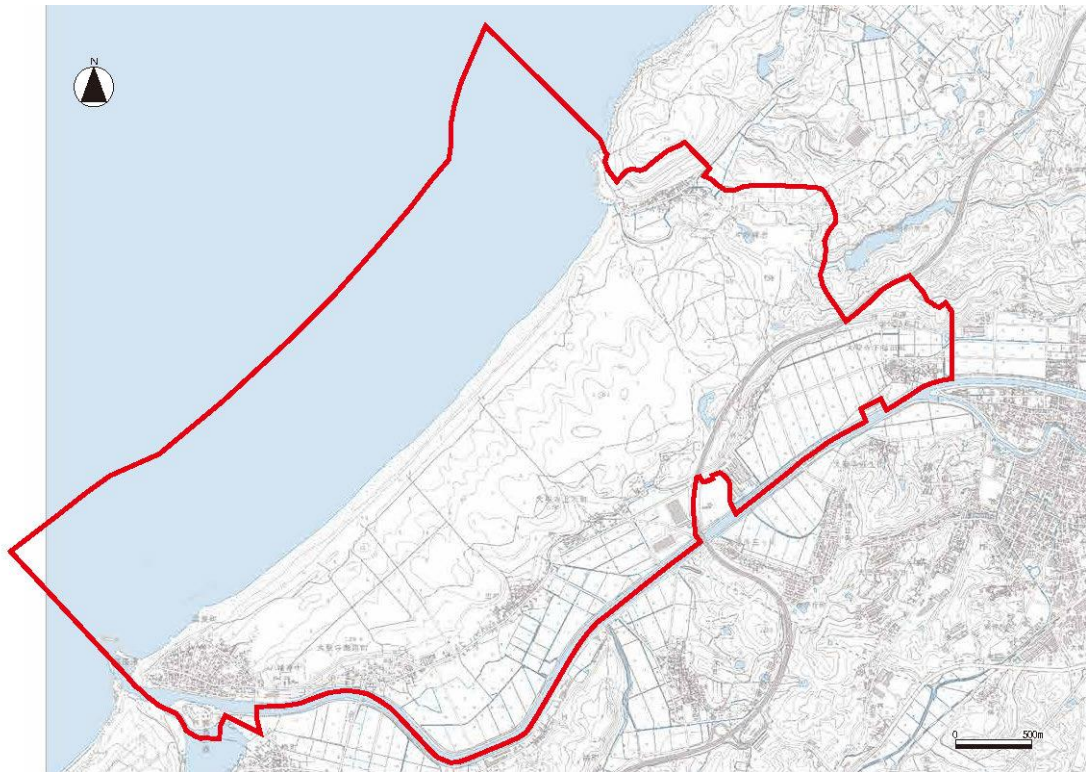
3 選定面積 1, 360. 0ha

4 所有者 国・石川県・加賀市ほか

5 概 要

加賀市西部の片野町から塩屋町にかけての加賀海岸に広がる砂防林は、記録の限りでは、江戸時代に大聖寺藩によって植栽され、明治末期から昭和初期にかけては国の事業によって整備された。この海岸砂防林により、地域の長年の懸案であった飛砂被害が抑えられ、集落の営みが安定し、現在の土地利用が定着した。

加賀海岸地域の海岸砂防林及び集落の文化的景観は、こうした歴史の中で形成された、海浜、砂防林、集落、水田、河川が連なる景観である。大聖寺川の橋や堤防からは、砂防林、集落、水田を望むことができ、橋立丘陵からは日本海と海浜、砂防林を鳥瞰することができる。また、当時の砂防林築造の痕跡や作業道、集落の区割等が良好に残されている他、地域の文化遺産や動植物も保護されている。日本海沿岸の砂丘が発達した地域の生活文化を伝える文化的景観であり、重要で価値が高い。



加賀海岸地域の海岸砂防林及び集落の文化的景観 選定範囲



重要な構成要素 (主なもの)





海浜・砂防林（北東から）



砂防林・集落・水田・河川（北東から）





旧作業道（瀬越）



竹の浦館（旧瀬越小学校）

## 旧藤村家住宅（田村家住宅）

主屋・離れ・前の蔵・後ろの蔵・表門・裏門・土塀・板塀（8件）

1 種 別 登録有形文化財（建造物）

2 所在地 野々市市本町二丁目133番地他

3 登録対象

名称	構造、形式等	建築年代
主屋	木造2階建・瓦葺・建築面積247㎡	昭和12年
離れ	木造平屋建・瓦葺・建築面積124㎡	明治前期
前の蔵	土蔵造2階建・瓦葺・建築面積92㎡	江戸末期
後ろの蔵	土蔵造2階建・瓦葺・建築面積41㎡	明治前期
表門	木造・瓦葺・間口2.5m	明治前期
裏門	木造・銅板葺・間口2.0m	昭和12年
土塀	土造・瓦葺・総延長34m	明治前期
板塀	木造・銅板葺・総延長51m	昭和12年

4 所有者 個人

5 概要

旧藤村家住宅(田村家住宅)は、野々市市の旧北国街道沿いに位置する近代和風建築である。もとは明治大正期の実業家である藤村理平氏の旧宅であり、明治11年(1878)の明治天皇北陸巡幸時は休憩所にあてられており、離れや表門、後ろの蔵などに当時の遺構が残っている。前の蔵は江戸末期の建物を明治後期に改修している。主屋、裏門などは昭和初期の建築である。これらは北国街道の宿場町であった野々市を代表する住宅の一つであり、その近代の歴史を伝える建物と屋敷構えとして、貴重である。





位置図



主屋外観





離れ



後ろの蔵